

第 5 部

東海地震災害事前計画



# 第1章 対策の考え方

## 1 策定の趣旨

現在の科学では、地震の直前予知(長くても数日前からの発生を予知)はできない。

しかし、その中において、東海地震は、日本で唯一、直前予知の可能性のある地震と考えられている。

ただし、東海地震でも日時を特定した予知は不可能であり、「東海地震が数日中に発生するおそれがある」ということが予知できる程度である。

この東海地震の特徴から直前予知を確認した国、自治体などの対策等を定めた大規模地震対策特別措置法が昭和53年に施行された。同措置法は、東海地震により著しい被害が発生する恐れのある地域を地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)として指定し、強化地域に係る地震観測体制や予知が確認された場合に発令される警戒宣言、同宣言に伴う国や自治体などの対策を主な内容としている。

東海地震が発生した場合には、多摩市の地域は、震度5強以下と予想され、強化地域の対象外である。このため、多摩市には、同措置法に基づく、地震防災強化計画等の策定は義務付けられていない。

しかしながら、最大震度5強の地震に対し、直前予知を受けて、多摩市、市民、関係機関等が冷静かつ適切な対応を行うことは、被害の軽減に大きく寄与する。また、一般的な地震にはない直前予知が公表された場合の社会的な混乱の防止について定める必要がある。

これらのことから、多摩市防災会議は、東海地震の発生及び警戒宣言が発令された場合(前段の異常データの報道)に備えた対策を取ることとし、「東海地震災害事前計画」を策定したものである。

## 2 基本的な考え方

本計画は、次の考え方を基本に策定した。

- 1 直前予知が公表(警戒宣言が発令)された場合においても、多摩市の都市機能は極力平常どおり確保する。
- 2 直前予知が公表(警戒宣言が発令)された時点から発災までの多摩市、市民、関係機関等の被害を軽減するための予防対策及び社会的な混乱防止対策について策定した。
- 3 東海地震の特徴である直前予知に関らない平素からの地震対策(予防対策)については、第2部を準用する。また、発災後においては、第2部を準用し対処する。
- 4 多摩市は、強化地域に指定されていないことから本計画の実施に関しては、行政指導または協力要請で対応する。

※ 直前予知は、最終的に内閣総理大臣から「警戒宣言の発令」として公表されるものであるが、同宣言の前段で、地震防災対策強化地域判定会(以下「判定会」という。)招集が行われる。社会的な混乱防止については、当該招集の報道発表時から必要となるため、一部の初動については、同招集時から対応する。

### 3 前提条件

- 1 多摩市全域で震度5強を観測するものとして想定した。(内閣府の震度分布予想)
- 2 警戒宣言が発せられる時刻により、市民等の行動が大きく異なることが予想される。このため、本計画においては、警戒宣言が発せられる時刻を、原則として、最も混乱の発生が予想される平日の昼間(午前10時～午後2時)と想定した。  
ただし、各機関において、対策上、特に考慮すべき時刻があれば、それにも対応する。

### 4 東海地震に関する情報の種類と防災対応

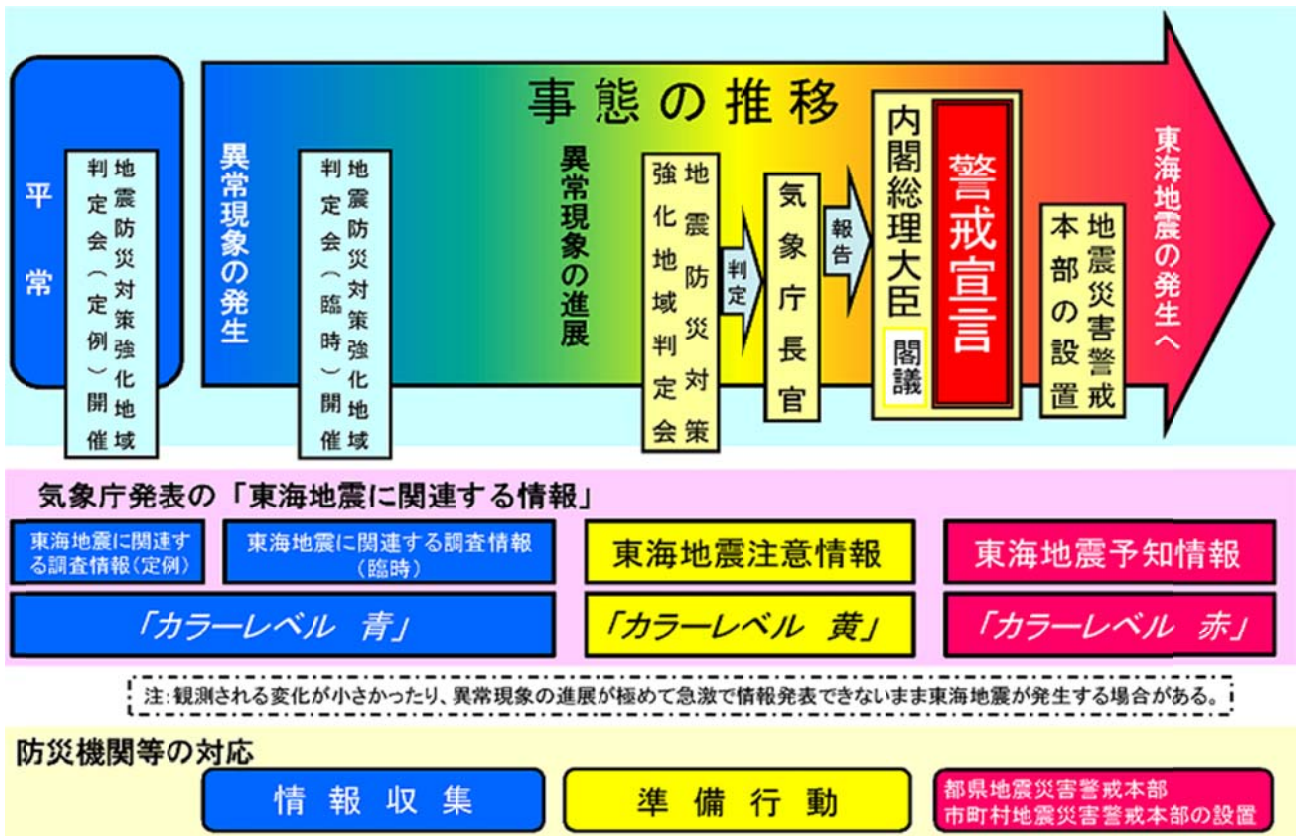
- 1 気象庁は、東海地域で常時観測している地殻変動や地震などの観測データに異常が現れた場合には、東海地震の発生の危険性の有無を「東海地震に関連する情報」で発表する。
- 2 「東海地震に関連する情報」には、異常の発生状況に応じ、「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」、「東海地震に関連する調査情報」の3種類がある。また、各情報について、その情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示している。
- 3 気象庁から、「東海地震に関連する情報」が発表された場合には、国、都や市などの自治体及び防災機関は、平常時の活動と並行して、下表の対応をとる。

<東海地震に関連する情報と主な防災対応>

情報の種類		情報の内容	主な防災対応
東海地震予知情報 (カラーレベル赤)		東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報	災害対策本部の設置 (カラーレベル赤) 災害対策本部の設置準備 (カラーレベル黄)
東海地震注意情報 (カラーレベル黄)		観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報	非常配備態勢の発令 所要の職員の参集又は待機 各種情報の収集・伝達 各機関との連絡調整 市民への情報提供(混乱防止措置を含む)
東海地震に関連する調査情報 (カラーレベル青)	臨時	東海地域の観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査状況を発表	情報監視態勢 防災安全課職員の参集 所要の職員の参集又は待機
	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表	特になし

< 異常現象の検知から警戒宣言までの流れ >

※気象庁ホームページより



## 第2章 事前の備え

### 1 東海地震に備えた整備事業

警戒宣言が発令された場合の社会的混乱を防止するための必要な対策として、次表の取組みを行う。

#### 1 情報連絡体制の整備

機 関	事 業 計 画
多 摩 市	○ 社会的混乱を防止するため、防災行政無線(移動系・固定系)の整備、広報車の整備等、情報連絡体制の充実を図る。
多摩中央警察署	○ 運転者等に警戒宣言及び地震予知情報を伝達するため、横断幕、立看板等の資器材を整備する。
多摩消防署	○ 市民及び関係機関に対しての迅速かつ正確な情報連絡体制を整備する。
NTT東日本	○ 警戒宣言に備え、当該地震に関係する組織の長は、所属社員並びに関係組織に対する情報伝達範囲、方法等をあらかじめ定めておく。 ○ 強化地域及び推進地域内の組織は、地震防災に関する情報の授受及び収集を円滑に行うため、社外機関との連絡担当を明確に定めておく。

#### 2通信施設対策

機 関	事 業 計 画
NTT東日本	通信網の信頼性向上対策 ○ 電気通信設備及び付帯設備の防災設計(耐震・耐火・耐水設計等)を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。 具体的取り組みについては、第2部震災対策計画 第5章安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保【予防対策】7電気・ガス・通信等 2項の詳細な取り組み内容に準ずる。

#### 3公共輸送施設対策

機 関	事 業 計 画
京 王 電 鉄 小 田 急 電 鉄 多 摩 都 市 モ ノ レ ー ル	○ 線路及び諸施設を点検し、新たに要注意箇所の有無を調査する。 ○ 要注意箇所の点検監視を強化するとともに、地震による被害の軽減対策が可能な箇所については、逐次対策を推進する。

## 2 広報及び教育

### 1 広報

- (1) 平素から警戒宣言の意義、内容や東京の予想震度、警戒宣言時にとるべき防災措置内容等を広報し、警戒宣言時の社会的混乱の発生防止と発災時の被害の軽減を図る。
- (2) 一連の広報活動を次のとおり区分し、各段階において効果的な広報を行う。
  - ① 平常時
  - ② 「判定会招集後の報道開始時(判定会議招集から 30 分後)」から「警戒宣言が発令される」まで
  - ③ 「警戒宣言が発令された時」から「発災」まで
    - ア 広報内容を次のとおり区分し、効果的な広報を行う。
      - (ア) 東海地震の特徴(他の地震と異なり、直前予知ができる可能性がある)
      - (イ) 警戒宣言の内容
      - (ウ) 東京の予想震度(震度5強以下)
      - (エ) 市民のとるべき措置(第7章)
      - (オ) 事業者のとるべき措置(第7章)
      - (カ) 警戒宣言時に防災機関が行う措置
    - イ 多摩市公式ホームページ、防災行政無線、「たま広報」等の印刷物等により広報を行う。

#### 【広報内容の主な例示】

広報区分	広報内容
帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報	○ 列車の運行計画及び混乱発生時の規制内容 ○ 警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
道路交通の混乱防止のための広報	○ 警戒宣言時の交通規制の内容 ○ 自動車利用の自粛の呼び掛け
電話の異常ふくそうによる混乱防止のための広報	○ 警戒宣言時等の異常時の電話利用の自粛 ○ 回線のふくそうと規制の内容
買い出しによる混乱防止のための広報	○ 生活関連物資取り扱い店の営業 ○ 生活物資の流通状況と買い急ぎの必要のないこと
預金引き出しなどによる混乱防止のための広報	○ 金融機関の営業と急いで引き出しをする必要のないこと
その他の広報	○ 電気、ガス等の使用上の注意

### 2 教育指導

#### (1) 地域住民に対する指導

多摩市及び防災関係機関は、各種防災講習会や防災訓練等を通じて、自主防災組織がとるべき措置等について指導を行う。

#### (2) 児童生徒等に対する教育

学校は、多摩市と連携し、関係職員、児童生徒及び保護者に対して、(1)、③に定める内

容を教育指導するとともに、次の事項の指導教育を行う。

- ① 警戒宣言発令時の臨時休校
- ② 児童生徒の引渡しの時期、方法
- ③ 警戒宣言発令時(前段の判定会招集時を含む)の教職員の対応
- ④ その他必要な事項

### (3) 自動車運転手に対する教育

多摩中央警察署及び都公安委員会は、警戒宣言が発令された場合における自動車運転者の適正な行動について教育指導を行う。

- ① 教育指導事項
  - ア 東海地震に関する基本的事項
  - イ 道路交通の概況と交通規制の実施方法
  - ウ 自動車運転者の取るべき措置
  - エ その他必要な事項
- ② 教育指導の方法
  - ア 運転免許更新時の講習
  - イ 安全運転管理者講習
  - ウ 自動車教習所における教育、指導

## 3 事業所に対する指導

### 1 指導者

- (1) 多摩消防署は、多摩市等と連携し、事業所に対して、警戒宣言が発令された場合の対応を含めた消防計画等の作成等を指導する。
- (2) 防災関係機関は、警戒宣言が発令された場合の混乱防止等について、所掌事業所に行政指導を行う。

### 2 指導内容

〈多摩消防署〉

#### (1) 消防計画等に定める事項

- ① 警戒宣言時における事業所の営業の継続または自粛等に関すること。
- ② 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達及び情報収集に関すること。
- ③ 火気の取り扱いの中止等出火防止措置に関すること。
- ④ 顧客、従業員等施設利用者の安全確保に関すること。
- ⑤ 従業員の時差退社に関すること。
- ⑥ 自衛消防組織の編成及び活動要領に関すること。
- ⑦ 化学薬品等危険物類の転倒、落下防止措置及び貯蔵取扱施設の安全措置の確認に関すること。
- ⑧ 防火対象物の施設、消防用設備等の点検に関すること。
- ⑨ 警戒宣言に関する教育訓練に関すること。
- ⑩ その他警戒宣言に関する必要な措置に関すること。



(2) 予防規程(危険物施設)に定める事項

(ただし、石油コンビナート等災害防止法に基づく特定事業所を除く)

- ① 施設の安全を確保するための操業の制限、停止その他の措置に関する事
- ② 休日、夜間等における従業員の参集、連絡に関する事
- ③ 危険物等の流出拡散防止のための設備、資器材の点検、配置その他の措置に関する事
- ④ 危険物等に係る施設の安全を確保するための緊急遮断装置等の点検に関する事
- ⑤ 火気の使用制限、禁止等出火防止のための措置に関する事
- ⑥ 消火のための設備装置の点検その他の措置に関する事
- ⑦ 警戒宣言に関する協力・訓練に関する事
- ⑧ タンクローリー等による危険物輸送の安全対策に関する事
- ⑨ 地域住民に対する広報に関する事
- ⑩ その他地震防災上必要な措置に関する事

3 指導方法

- (1) 防災指導等印刷物による指導
- (2) 講習会、講演会その他各種集会による指導
- (3) 各種業界、団体等の自主防災研修による指導
- (4) その他立ち入り検査等消防行政執行時における指導

〈南多摩保健所〉

毒物劇物保管施設に対し、警戒宣言発令時における対応措置について、平常時の監視の際より以下項目の実施を指導している。

- (1) 貯蔵施設の安全確認(巡視の実施)
- (2) 毒物劇物使用量と保有量の定期点検
- (3) 危害防止規定の作成と応急措置
- (4) 緊急事態発生時における保健所、警察署及び消防署に対する連絡通報体制の確立と従業員等に対する徹底

監視指導対象施設(多摩市内)						
販売業			業務上取扱者 (届け出)			業務上取扱者 (非届け出)
一般	農業用	特定	電気メッキ	熱処理金属	運送業	学校
29	1	0	1	0	0	33

4 防災訓練

多摩市や各防災関係機関、事業所は、必要により警戒宣言が発令された場合の対応訓練等を実施する。

## 第3章 東海地震に関連する調査情報発表時の対応

- 気象庁が常時監視している東海地域の観測データに通常とは異なる変化が観測された場合には、その変化の原因についての調査状況が発表される。その後、異常現象の進展があった場合には、判定会が招集され、異常データが大規模な地震に結びつくか否かのデータ分析が行われる。
- 警戒宣言に伴う対応については、原則として宣言が発せられた後に行うものであるが、本章においては、東海地震に関連する調査情報の発表に伴う、社会的混乱を防止する観点から必要に応じて実施すべき措置について定める。
- 東海地震に関連する調査情報の発表は、単なる異常データの段階であり、平常時の活動を継続しながら情報の内容に応じて連絡要員の確保など、必要な体制を維持する。

### 4 情報活動

- 1 多摩市は、「情報監視態勢」をとり、東京都から情報収集を行う。
- 2 多摩市及び関係防災機関は、平常時の活動を継続しながら情報の監視を行う。

### 5 参集

- 1 夜間、休日等の勤務時間外に調査情報の連絡を受けた場合には、防災安全課員は、速やかに参集する。
- 2 なお、夜間、休日等の調査情報の受信は、庁舎管理員が対応し、参集者に速やかに連絡する。
- 3 連絡を受けた防災安全課は、速やかに所要の職員に連絡し、登庁又は自宅待機を依頼する。

## 第4章 東海地震注意情報発表時の対応

- 気象庁が常時監視している東海地域の観測データに通常とは異なる変化が観測された場合には、その変化の原因についての調査状況が発表される。その後、異常現象の進展があった場合には、判定会が招集され、異常データが大規模な地震に結びつくか否かのデータ分析が行われる。
- 警戒宣言に伴う対応については、原則として宣言が発せられた後に行うものであるが、本章においては、注意情報の発表に伴う社会的混乱を防止する観点から必要に応じて実施すべき措置について定める。
- 東海地震注意情報が発表された場合、関係防災機関は速やかに警戒宣言に備え、活動準備に入る必要がある。

## 6 情報活動

### 1 多摩市の情報伝達経路及び伝達方法は、次表のとおりとする。

機 関		内 容
多 摩 市	総務部	総務部(勤務時間外は庁舎管理員)は、都総務局から注意情報の連絡を受けたときは、直ちにその旨を各部に伝達する。
	教育部	総務部から注意情報を受けたときは、その旨を市立小中学校へ伝達する。
	その他の各部	各部は、総務部から注意情報の連絡を受けたときは、その旨を所管する出先機関、必要な関係機関、団体等へ伝達する。

- (1) 多摩市は、関係機関、団体等に伝達する場合は、原則として報道機関の報道発表後に行う。

### 2 参集

- (1) 夜間、休日等の勤務時間外に注意情報の連絡を受けた場合は、第1非常配備態勢に定める職員は参集する。  
ただし、市長は、必要に応じて、第1非常配備態勢に伴う人員を増減することができる。  
なお、夜間、休日等の調査情報の受信は、庁舎管理員が対応し、各部に連絡する。
- (2) 連絡を受けた各部は、第1非常配備態勢に該当しない職員に対しては、自宅等での待機及び連絡手段の確保を指示する。

### 3 活動態勢

多摩市及び防災関係機関は、社会的混乱の防止及び発災に備え必要な態勢をとる。

#### (1) 多摩市、多摩中央警察署、多摩消防署、都の関係機関

機 関	内 容
多 摩 市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策本部の設置を準備する。</li> <li>2. 防災安全課は、各部の要員を活用し、注意情報、地震予知情報その他防災上必要な情報の収集及び伝達を行う。</li> </ol>
消 防 団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消防団は、参集し、団本部及び各分団本部を設置する。</li> <li>2. 情報収集、資器材の点検整備及び増強を行う。</li> </ol>
多 摩 中 央 警 察 署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現場警備本部の設置 速やかに現場警備本部を設置し、管内の警戒警備にあたる。</li> <li>2. 警備要員の参集 警備要員は、速やかに自所属に参集する。</li> </ol>
多 摩 消 防 署	震災警戒態勢の発令に基づき、所要の態勢をとる。
東 京 都 関 係 機 関	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 都関係機関の態勢 直ちに緊急対策をとるとともに本部設置の準備に入る。 なお、夜間休日等の勤務時間外に注意情報の連絡を受けた場合は、夜間本部からの伝達により対応する。</li> <li>2. 職員の参集 都災害対策本部運営要綱に定める第1 配備職員、及び局長が認めた者。</li> <li>3. 注意情報発表時の所掌事務 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本部が設置されるまでの間、次の所掌事務を行う。</li> <li>(2) 注意情報、地震予知情報、その他防災上必要な情報の収集伝達</li> <li>(3) 社会的混乱防止のための広報</li> <li>(4) 市及び関係防災機関との連絡調整</li> </ol> </li> </ol>

(2) 防災機関等

機 関	内 容
京 王 電 鉄 小 田 急 電 鉄 多 摩 都 市 モ ノ レ ー ル	注意情報の通報を受けた関係者は、警戒宣言の発令に備え指定された場所に出動する。
NTT東日本	注意情報の連絡を受けた場合、又は警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対策組織を設置し、関係社員を非常招集する。 1. 警戒態勢(災害の発生する恐れがある場合) 2. 情報連絡室(東海地震注意報が発せられた場合) 3. 災害対策本部(大規模な災害等が発生した場合)
その他の機関	各機関は、要員を非常招集し、待機態勢をとる。

4 混乱防止措置

防災関係機関は、注意情報により混乱の発生又混乱の発生するおそれがある場合には、次表の対応を行う。

機 関	内 容
多 摩 市	1. 混乱防止に必要な情報を市民に広報する。 2. 都及び防災関係機関と連携し、駅舎等に職員を派遣する。 3. その他必要事項
多摩中央警察署	1. 混乱の予測される各駅及び混乱の発生した駅等に部隊を配備する。 2. 多摩市と連携し、市民に広報等を行う。
京 王 電 鉄 小 田 急 電 鉄 多 摩 都 市 モ ノ レ ー ル	1. 混乱防止に必要な情報を乗客等に広報する。 2. 駅長及び事業所長等は、状況により、警察官の派遣を要請し混乱の防止に努める。
N T T 東 日 本	国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。 1. 情報収集と伝達 2. 通信の利用制限等の措置 3. 災害伝言ダイヤルの提供準備 4. 対策要員の確保及び広域支援 5. 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保 6. 通信建物、設備等の巡視と点検

機 関	内 容
	7. 工事中の設備に対する安全措置 8. 社員の安全確保

## 5 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

(1) 原則として、放送機関のテレビ・ラジオ等により住民に冷静な対応を呼び掛ける広報を行う。

※ この段階では、地震観測予知データに異常が認められたことにより、判定会によるデータ分析等を行っている時期である。

(2) 現場で混乱発生が予想される場合には、状況により、警察官の派遣を要請するとともに、必要な広報を行う。

(3) 各ラジオ・テレビの放送機関は、注意情報が発表された場合には、警戒宣言までの間、通常番組を中断等し、次の内容の放送を行う。

- ① 注意情報の報道
- ② 判定会に至った経過と今後の段取り
- ③ 家庭、職場での心得
- ④ 情報に注意するよう呼び掛け
- ⑤ 地震予知の仕組み

## 第5章 警戒宣言時の対応

- 内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、閣議にかけて、警戒宣言を発令する。
- 多摩市は、強化地域の対象外であるが、各種防災措置をとるとともに、警戒宣言に伴う社会的混乱の発生防止のため、的確な対応措置を講ずる。
- 本章においては、警戒宣言が発せられた時から、地震が発生するまでまたは警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき対応措置について定める。

### 1 活動態勢

#### 1 多摩市

##### (1) 災害対策本部の設置

市長は、警戒宣言が発令された場合には、災害対策本部を設置する。  
なお、災害対策本部の組織等は、第2部第2章を準用する。

##### (2) 本部の所掌事務

第2部第2章を準用する他以下のとおりとする。

- ① 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達
- ② 社会的混乱の発生防止
- ③ 各機関の業務に係る連絡調整
- ④ 住民への情報の提供

##### (3) 非常配備態勢

第2 非常配備態勢とする。

ただし、災害対策本部長は、必要に応じて、非常配備態勢に伴う人員を増減することができる。

#### 2 多摩市消防団の活動態勢

- (1) 本団本部は、各分団本部の開設状況を掌握するとともに、各分団本部を通じて市内の情報収集を行う。
- (2) 分団本部は、資器材の点検、増強を行うとともに、必要により受け持ち区域内の警戒巡回を行う。

#### 3 都関係機関の活動態勢

##### (1) 本部の設置

都知事は、警戒宣言が発せられ、災害が発生する恐れがあると認められる場合は、東京都地震災害警戒本部を設置する。

##### (2) 配備態勢

関係機関は、別表第1の配備態勢をとる。

#### 4 防災機関等の活動態勢

- (1) 指定公共機関及び指定地方公共機関等は、警戒宣言が発せられた場合、別表第2による活動態勢をとるとともに、都防災計画及び市防災計画の定めるところにより、防災対策を

実施する。また、都及び市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事務について適切な措置をとる。

- (2) 多摩市の公共団体または防災上重要な施設の管理者は、本計画の定めるところにより、防災対策を実施するとともに、都及び市等が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

## 5 相互協力

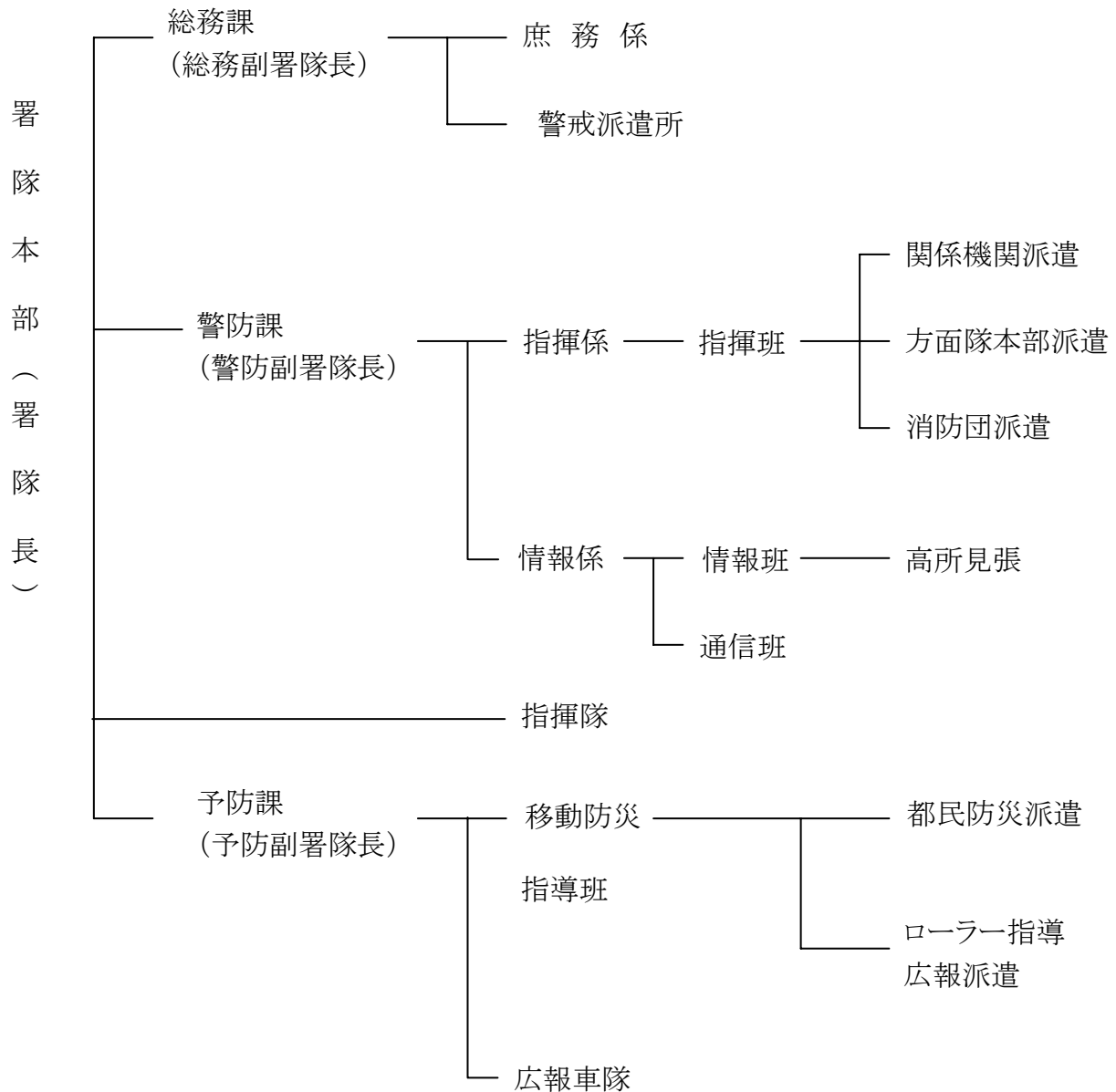
警戒宣言時等において単一の防災機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、各機関は、平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力体制を確立しておく。



別表第1

1 多摩消防署

署隊本部編成図



2 南多摩東部建設事務所

各非常配備態勢は、A・B2 班による交替制とする。

第1 非常配備態勢 19名

第2 非常配備態勢 30名

### 3 南多摩保健所

南多摩保健所非常配備態勢別動員表のうち第1 非常配備態勢とし配備人員は次のとおりとする。(但し、災害の発生状況により配置に必要な人員を確保できない場合はとり得る最大限の配置とする)

- (1) 管理職 2名
- (2) 連絡員 2名
- (3) 保健活動等要員 6名

### 4 多摩給水管理事務所

第2 非常配備態勢とし配備人員は次のとおりとする。

- (1) 第1 非常配備態勢 19名
  - (2) 第2 非常配備態勢 14名
- 33名

活動内容

情報収集、水道施設の保守点検措置及び応急対策活動

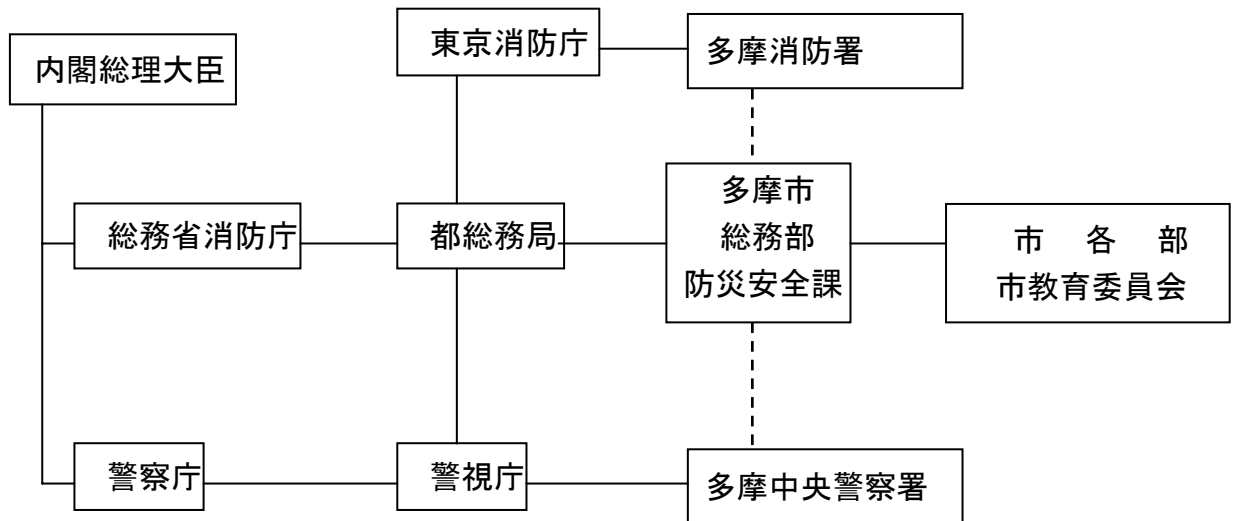
別表第2

機関名	内容
1. 東京電力	○ 警戒本部を設置し、保安要員、応急対策要員、復旧資機材を確保する。
2. NTT 東日本	○ 警戒宣言が発せられた場合、非常態勢を発令し、速やかに地震災害警戒本部、又はこれに準ずる組織を設置する。
3. 東京ガス	○ 本社に非常体制(警戒体制、復旧体制)、各地域に支店支部、支社支部、導管事業部支部、工場支部、その他支部を設置し、速やかに災害対策活動を実施する。
4. 京王電鉄	○ 地震災害本部を設置し、災害対策本部長の指示により警戒態勢をとる。
5. 小田急電鉄	○ 警戒宣言が発せられた場合は、総合対策本部を本社に、鉄道現地対策チームを駅、区、所長及び工場長の所在地に設ける。
6. 多摩都市モノレール	○ 警戒宣言が発せられたときは、災害対策本部を設置し、災害対策本部長の指示により、必要な警備体制をとるものとする。

## 2 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

### 1 伝達経路

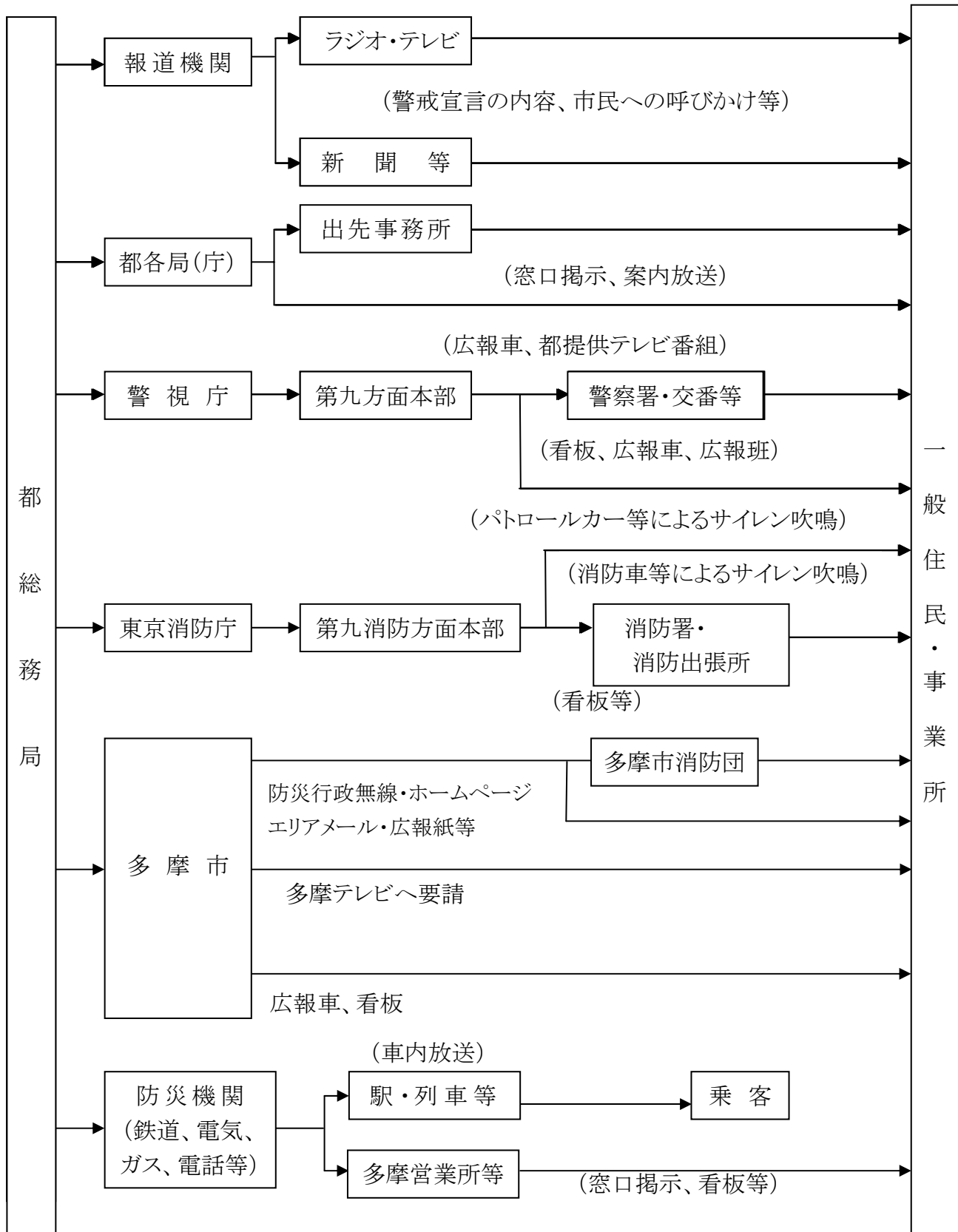
- (1) 国、都からの警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段は、次表のとおりとする。



※ 多摩市は、都から警戒宣言及び地震予知情報等を入手した場合には、消防団、医師会等の防災関係機関に伝達する。

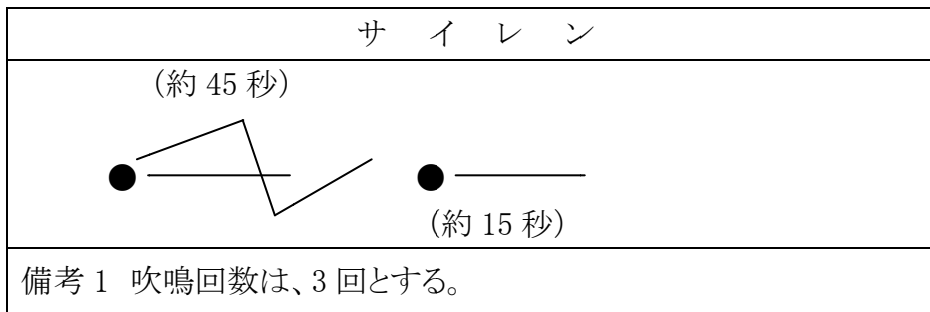
- (2) 各防災関係機関は、伝達内容を直ちに機関内に周知する。

(3) 一般市民に対する警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段は、次表のとおりとする。



※ 防災行政無線によるサイレンの吹鳴の防災信号は、図のとおりである。

図 防災信号(サイレン)の吹鳴パターン



## 2 伝達事項

- (1) 警戒宣言の内容
- (2) 東京の予想震度
- (3) 社会的混乱防止に係わる事項
- (4) その他特に必要な事項

## 3 広報の手法

### (1) 多摩市の広報

次の事項を中心に関係機関の協力を得て広報活動を行う。

#### ① 広報項目

- ア 警戒宣言の内容の周知徹底
- イ 各種情報の提供と的確かつ冷静な対応の呼びかけ
- ウ 防災措置の呼びかけ

#### ② 広報の実施方法

防災行政無線(固定系)、ホームページ等により広報を行う。

### (2) 各機関の広報

多摩市に協力し、市民に対して広報活動を行う。

また、集客施設等の施設管理者は、施設利用者の混乱防止を含めた広報活動を行う。

### (3) 報道機関への発表

都、警視庁、東京消防庁は、警戒宣言時において、住民、事業所等の社会的混乱防止と地震への備を目的とし、報道機関に対して、各機関の対応状況、混乱発生状況等の各種情報提供を行う。

### (4) 放送機関の対応措置

各ラジオ・テレビの放送機関は、警戒宣言が発せられた場合には、対策本部を設置して、通常番組を中断して、主として次の特別放送を行う。

- ① 警戒宣言、地震予知情報の内容
- ② 地震による震度、津波の予想
- ③ 各機関の対応状況
- ④ 各地域における動向と対応状況
- ⑤ 住民、事業所へ混乱防止及び防災措置の呼び掛け
- ⑥ その他必要な情報の提供

## 4 消防、危険物対策

### (1) 消防対策

#### ① 活動態勢

警戒宣言発令時は、平素の消防業務(災害活動を除く)を停止または縮小し、次の措置をとる。

- ア 消防職員及び消防団員の非常招集
- イ 震災消防部隊の編成
- ウ 関係防災機関への職員の派遣
- エ 救急医療情報の収集体制の強化
- オ 救助・救急資機(器)材の準備
- カ 情報受信体制の強化
- キ 見張警戒態勢の確保
- ク 出火防止、初期消火等の広報の準備
- ケ その他消防活動上、必要な情報の収集

#### ② 市民(事業所)に対する呼び掛け

市民 に対する 呼び 掛け	情報の把握	テレビ、ラジオ並びに警察、消防、市からの正確な情報の把握
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理整頓の確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、三角バケツ、消火用水等の確認
	危害防止	1 家具類、ガラス等の安全確認 2 ブロック塀、門柱看板等の倒壊、落下防止措置
事業所 に対する 呼び 掛け	警戒宣言時は、事業所に対して事業所間における通信連絡手段を活用し、消防計画等にあらかじめ定められている警戒宣言発令時の対応処置に基づき、速やかに対応を図るよう呼びかけを行う。	
	防災体制の確立	自衛消防組織の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備
	情報の 収集伝達等	1 テレビ、ラジオ等による正確な情報の把握 2 顧客、従業員等に対する迅速正確な情報の伝達 3 百貨店等の不特定多数の者を収容する施設に対する混乱の防止 4 顧客、従業員等に対する安全の確保
	営業の継続、 停止及び退社等	1 集会場等の不特定多数の者を収容する施設に対する営業の自粛 2 近距離通勤者に対する徒歩帰宅 3 その他消防計画等に定める事項の徹底
	出火防止 及び初期消火	1 火気使用設備器具の使用制限 2 危険物、薬品等の安全措置 3 消防用設備等の点検 4 初期消火態勢の確保

危 害 防 止	商品、設備器具等の転倒、落下、移動防止措置
---------	-----------------------

(2) 危険物対策

① 危険物の取扱施設

機 関	内 容
多摩消防署	<p>危険物を貯蔵し、又は、取扱う事業者に対して、予防規定又は、事業所防災計画に基づき対応を図るよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 操業の制限、停止</li> <li>2. 流出拡散防止等資器材の点検、配置</li> <li>3. 緊急遮断装置の点検、確認</li> <li>4. 火気の使用の制限または禁止</li> <li>5. 消火設備等の点検確認</li> </ol>

② 危険物輸送

機 関	内 容
多摩中央警察署	<p>警戒宣言が発せられた場合、危険物に対する被害発生を防止するため、次の対策を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 危険物取扱業者に対する製造、取扱い及び運搬の抑制についての協力要請</li> <li>2. 危険物及び保管施設に対する警戒強化</li> </ol>
多摩消防署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 出荷、受け入れを制限するか、または停止させる。</li> <li>2. 輸送途上における遵守事項を徹底させる。</li> </ol>

## 5 警備、交通対策

### (1) 警備対策

機 関	内 容
多摩中央警察署	1. 警備部隊の編成 必要に応じた警察署部隊を編成する。 2. 警察部隊の配備 混乱の恐れのある駅、ターミナル、交差点等の実態把握に努めるとともに、必要に応じ部隊を配備する。 3. 混乱防止活動 日常業務の処理の他、次の点に重点をおき、住民に不安を与える事案及び混乱等を初期の段階で防止する。 (1) 市内の実態把握に努める。 (2) 正確な情報の収集及び伝達を図り、住民の不安要素を解消する。 (3) 不法事案の予防及び取締りを実施する。

### (2) 道路交通対策

#### ① 交通対策の基本

警戒宣言時における交通対策は、道路交通の混乱と交通事故の発生を防止し、各機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、以下の措置を講ずる。

基本的方針	1 都内の車両の走行は、できる限り抑制する。 2 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。 3 非強化地域方向から流入する車両の走行は、できる限り抑制する。 4 緊急交通路及び避難路については、優先的にその機能の確保を図る。
-------	--

#### ② 運転者等のとるべき措置

運転者等のとるべき措置を次のとおり定め、広く周知徹底を図る。

##### ア 走行中の車両

- (ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、走行速度を高速道路では時速 40 km、一般道路(首都高速道路含む)は、時速 20 km に減速すること。
- (イ) カーラジオ等で地震予知情報等を継続して聴取しながら走行すること。
- (ウ) 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しないこと。
- (エ) バス、タクシー及び都民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画に従って、安全な方法で走行すること。
- (オ) 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策をすみやかにとること。
- (カ) 現場警察官等の指示に従うこと。

##### イ 駐車中の車両

- (ア) 路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後は極力使用しないこと。
- (イ) 路上に駐車中の車両は、すみやかに駐車場、空地などに移動すること。



(ウ) やむを得ずそのまま路上に継続して駐車する時は、道路の左側に寄せ、エンジンを切ること。なお、エンジンキーはつけたままにして窓を閉め、ドアはロックしないこと。

(エ) 車両による避難の禁止

(オ) 警戒宣言が発せられた後は、避難のために車両を使用しない。

**ウ 警戒宣言時の交通規制**

(ア) 神奈川県、山梨県方向に向かう車両は抑制し、状況により、都県境付近において規制する。

(イ) 神奈川県、山梨県方向から流入する車両は、混乱の生じない限り規制しない。

**(3) 道路管理者の取るべき措置**

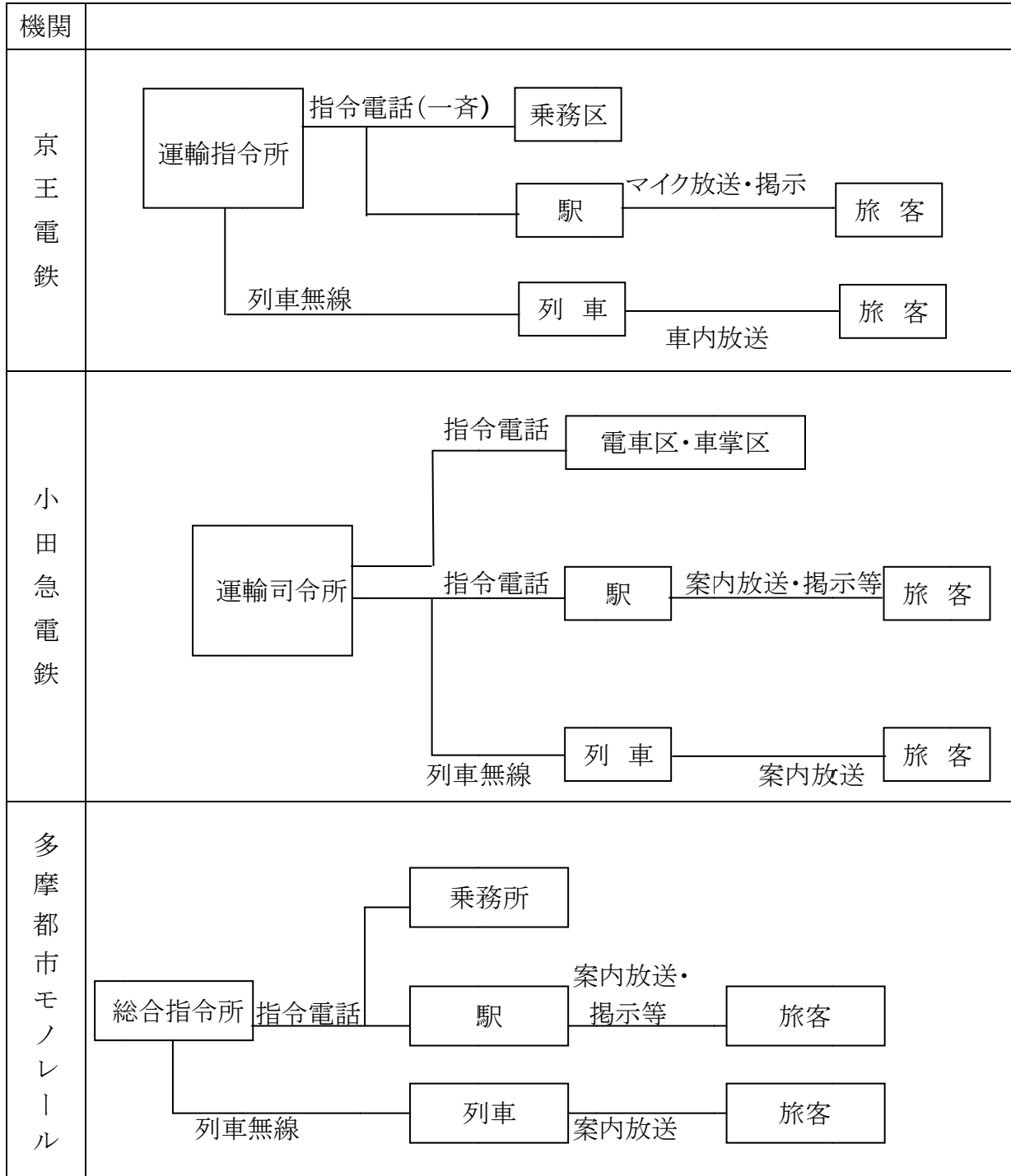
機 関	内 容
多 摩 市	1. 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた場合は、関係防災機関と連絡を保ち、地震発災時に交通障害となる恐れのある道路の保全に努める。 2. 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように工事を中止し、保安対策を実施し、緊急車両の円滑な通行を確保する。
南多摩東部 建設事務所	1. 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、避難道路、緊急啓開道路等を重点に、地震発災時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について、緊急特別点検を実施する。 2. 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として、工事を中止して安全対策を確立し、緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。

### 3 公共輸送対策

#### 1 鉄道対策

##### (1) 情報伝達

警戒宣言及び地震予知情報が出された際は、次の方法ルートで列車及び駅並びに乗客に伝達する。



(2) 列車運行措置

機関名	運行方針	運行措置	
		警戒宣言当日	翌日以降
京王電鉄	防災関係諸機関、報道機関並びにJRとの協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。	警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引き運転等を生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	あらかじめ地震ダイヤ(仮称)を作成し減速運転を行う。 なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。
小田急電鉄	東海地震に係る強化区域内の運行は中止する。その他の区域は、減速、減便となる	警戒宣言が発せられた場合は、最寄り駅に一旦停車し旅客に対して「警戒宣言発令の旨及び今後の運転方法その他の状況」等を案内した後、運輸司令所長の指示により運転を再開する。 (運転区間) 新百合ヶ丘～唐木田間 新宿～相武台前間 相模大野～藤沢間	翌日以降の列車運転は、別に定めた地震ダイヤにより旅客の需要に応じた運転を行う。
多摩都市モノレール	防災関係諸機関、報道機関並びに各鉄道会社の協力のもと、可能な限り運行する。	通常ダイヤを使用して減速運転を行い、これに伴う列車の遅延は運転整理で対応する。	別に定める運行図表(地震ダイヤ)により運転する。

(3) 乗客集中防止対策

ア 警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。

イ このため、各機関において、乗客の集中を防止するため次の措置をとる。

機 関	内 容
多 摩 市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平常時から、市民に対して、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。</li> <li>2. 警戒宣言時において、鉄道機関及び警視庁からの情報をもとに都内の列車の運転状況等を広報するとともに、事業所等に対して極力平常どおりの勤務、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼び掛ける。</li> </ol>
多摩消防署	平常時から、市内の全事業所に対して、営業方針や任務分担による出社の判断、帰宅困難となる従業員の対策について指導を行なう。
京王電鉄 (各 駅) 小田急電鉄 (各 駅) 多摩都市 モノレール (各 駅)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平常時から、運転計画の概要、旅行見合わせ、時差退社の協力についての広報を行う。</li> <li>2. 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅の呼び掛けを行う。</li> <li>3. 駅において、放送・掲示等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅を呼び掛け、協力を要請する。</li> </ol>

(4) 主要駅での対応

主要駅における旅客の混乱を防止するため、各鉄道機関は下記の対応措置を講ずる。

機関	旅客の安全を図るための措置	その他の措置等
京 王 電 鉄	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。</li> <li>2. 状況により、階段止め、改札止め、入場制限を実施するとともに旅客の迂回指導、一方通行等を早めに行う。</li> <li>3. 状況により、警察官の応援を要請する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 乗車券の発売は、状況を的確にとらえて行う。</li> <li>2. 混雑の予想される主要駅に対し状況に応じ本社員を派遣するなどの措置を行う。</li> </ol>

機関	旅客の安全を図るための措置	その他の措置等
小田急電鉄	<ol style="list-style-type: none"> <li>適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。</li> <li>状況により、階段止め、改札止め、入場制限を実施するとともに旅客の迂回指導、一方通行等を早めに行う。</li> <li>状況により、警察官の応援を要請する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>状況により、乗車券類の発売とコインロッカーの取り扱いを中止する。</li> <li>駅における旅客の混雑状況等について逐次警戒本部長に報告するとともに、必要に応じ混雑整理のための要員等の派遣を要請する。</li> </ol>
多摩都市モノレール	<ol style="list-style-type: none"> <li>適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。</li> <li>状況により、階段止め、改札止め、入場制限を実施するとともに旅客の迂回指導、一方通行等を早めに行う。</li> <li>状況により、警察官の応援を要請する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>乗車券の発売は、状況を的確にとらえて行う。</li> <li>混雑の予想される主要駅に対し状況に応じ本社員を派遣するなどの措置を行う。</li> </ol>

#### (5) 主要駅等の警備

多摩中央警察署は、東海地震注意情報の発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱発生が予想される駅及び混乱が発生した駅等については、部隊を配備する。

#### (6) 列車の運転中止措置

鉄道機関及び関係防災機関は、一致協力し上記措置をとり、列車運行の確保に努めるものであるが、万一、利用者及び事業所の協力が得られず、駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼす恐れが生じた場合及び踏み切り支障等が発生した場合は、各鉄道機関はやむをえず列車の運転を中止する場合がある。

#### (7) その他の措置

##### ① 京王電鉄は、その他として、次の措置をとる。

- ア 発災に備えて、要注意箇所やあらかじめ指定した箇所に対し、監視員の派遣を行う。
- イ 工事箇所については、防災上危険のないように措置し、警戒宣言中は工事を中止する。

##### ② 小田急電鉄

列車の運行または、旅客公衆及び所属員の安全に係る工事は、判定会招集連絡報の入った時点で作業を中止させ、必要により仮設物の撤去、補強等の安全措置を講じるよう工事責任者に指示する。

## 4 バス、タクシー等対策

### 1 情報伝達

乗務員は、防災信号(サイレン)、ラジオ及び警察官等から、警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

### 2 通行措置

機 関	内 容
東京バス協会	<p>1. 路線バス</p> <p>(1) 運行方針 各機関の協力のもとに地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。</p> <p>(2) 運行計画</p> <p>① 警戒宣言が発せられたときは、減速(一般道路 20 km/h、高速道路 40 km/h)を行う。</p> <p>② 減速走行及び交通渋滞等により、ダイヤが遅延した場合、その状況に応じて運行本数削減の措置をとる。</p> <p>③ 危険箇所等を通る路線については、運転中止、折り返し、迂回等事故防止のため適切な措置をとる。</p> <p>④ 翌日以降については、前記①～③により運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。</p> <p>⑤ 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。</p> <p>2. 貸切バス 貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮する。</p>
東京ハイヤー・タクシー協会	<p>タクシー・ハイヤー</p> <p>各機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。この場合、減速走行(一般道路 20 km/h、高速道路 40 km/h)を行う。</p>

## 5 学校、病院、福祉施設対策

### 1 学校(小学校、中学校等)

#### (1) 在校時

ア 原則として授業を中止し、警戒宣言の解除までは臨時休校の措置をとる。

イ 児童生徒の帰宅については、保護者に引渡しをもって帰宅させ、引渡しができない場合には、学校で保護する。

ウ 中・高等学校生徒等については、個々に、帰宅経路手段(徒歩、自転車、バス、電車等)、所要時間、同伴者を確認してから帰宅させる。

エ 特別支援学校の児童生徒については、保護者に引渡しをもって帰宅させ、引渡しができない場合には、学校で保護する。

オ 警戒宣言の発令前に保護者が引き取りに来校した場合には、校長の責任において臨機の措置をとる。

**(2) 校外指導時**

ア 校外引率責任者は、校外先の自治体等から情報を収集する。

イ 校外引率責任者は、学校長及び多摩市教育部に状況報告を行う。

ウ 校外引率責任者は、学校長及び多摩市教育部と協議し、原則として即時帰校の措置をとる。

ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校することが危険と判断される場合は、適宜の措置をとる。

**(3) 児童生徒に対する説明**

学校は、警戒宣言が発令される前段で、通常授業を中止し、学級指導・ホームルームを行い、地震に対する注意事項、臨時休校等の今後の予定を説明する。

**(4) 児童生徒の引渡しに係わる保護者への周知**

学校は平素から、保護者に対して、授業の中止、引渡しの時期を周知する。

※ 学校は、判定会招集時は授業を継続し、警戒宣言の発令後に授業を中止して、帰宅のための引渡しを行うが、判定会招集が報道されると、児童生徒の保護者が直ちに引き取りに来校する事態が予想される。

このような事態の発生を防止するために、平素から普及啓発する。

※ なお、判定会招集の報道を得た家庭は、水、食糧、救急用品の準備確認、火災防止、家具の転倒防止など地震に対する被害軽減の措置をとり、事後の報道に注意し、警戒宣言が発令された場合に児童生徒を直ちに引取るための準備を整える。

**(5) 保護者が企業に留め置かれた場合の対応**

保護者が企業に留め置かれた場合は、原則として、児童・生徒を確実に保護者に引き渡すまで、学校において児童・生徒の安全を確保する。

なお、児童・生徒の保護者への引渡しについては、児童・生徒の安全確保に万全を期するため、保護者から事前に届けられた緊急連絡用(引渡し)カード等を利用する。

一斉帰宅抑制を、予め想定し、児童・生徒の校内保護の原則について、学校長は事前に周知を図っておく。

また、電話連絡網、緊急メール、学校ホームページのほか、災害時に電話回線がつながりにくい状況を想定し、災害用伝言ダイヤルの設置や各種メディアを使用し、児童・生徒及び保護者双方の安否確認手段を複数用意し、保護者との連絡手段を確保すると共に、周知徹底をしておく。

## 2 病院、診療所

### (1) 職員の確保等

病院及び診療所は、警戒宣言時においても、可能な限り平常診療を行い、このための必要な職員の確保は、あらかじめ定められた方法による。

市医師会の対応は次のとおりである。

機 関	外 来 診 療	入 院 患 者	手 術 等
多 摩 市 医 師 会	1. 医療機関の状況に応じ可能な限り、平常どおり診療を行う。 2. 軽症患者については必要に応じた診療制限を行う。 3. 救急患者に対して常時診療態勢を整える。	入院患者に対して病状に応じて、希望があれば一時帰宅の許可等を与える。	医師の判断により日程の変更可能な手術、検査は延期する。

### (2) 防災措置等

- ① 建物、設備の点検
- ② 医薬品、危険物の防災措置
- ③ 器具、設備等の転倒、落下、移動等の防止
- ④ 非常用設備、備品の点検及び確保
- ⑤ 職員の分担業務の確認

### (3) その他

患者に不安を与えないよう収集された情報を、必要に応じ適宜連絡する。

## 3 福祉施設

### (1) 保育園

#### ① 在園時

- ア 原則として事業、保育等を中止し、警戒宣言の解除までは臨時休園の措置をとる。
- イ 保護者に引渡し園児を帰宅させ、引渡しができない場合には、保育園で保護する。
- ウ 警戒解除宣言が発令されるまでの間は、保護者において保育するように依頼する。

#### ② 園外活動時

- ア 引率責任者は、園外先の自治体等から情報を収集する。
- イ 引率責任者は、園長及び多摩市子ども青少年部に状況報告を行う。
- ウ 引率責任者は、園長及び多摩市子ども青少年部と協議し、原則として即時帰園の措置をとる。

ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰園することが危険と判断される場合は、適宜の措置をとる。

## 4 児童館、学童クラブ、福祉センター、老人福祉館、地区市民ホール

### (1) 在館・所時

- ① 原則として事業、クラブ活動等を中止し、警戒宣言の解除までは臨時休館、休所の措置をとる。



- ② 児童館、福祉センター、老人福祉館、地区市民ホールの利用者については、緊急館内放送で警戒宣言の内容を伝達し、計画に従って帰宅させる。
- ③ 帰宅に当たっては、個々に帰宅先、経路、手段、同伴者等的確に把握し、必要な措置をとる。
- ④ 学童クラブの児童については、保護者に引渡し帰宅させ、引渡しができない場合には、学童クラブで保護する。
- ⑤ 警戒解除宣言が発令されるまでの間は、保護者において保護するように依頼する。

(2) 館・所外活動時

- ① 引率責任者は、館・所外先の自治体等から情報を収集する。
- ② 引率責任者は、館・所長及び多摩市所管部に状況報告を行う。
- ③ 引率責任者は、館・所長及び多摩市所管部と協議し、原則として即時帰館・所の措置をとる。

ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰館・所することが危険と判断される場合は、適宜の措置をとる。

5 社会教育施設等(公民館、総合体育館、図書館)

- (1) 警戒宣言が発せられると同時に、団体利用の形態をとる施設は、主催責任者と協議のうえ閉館し、個人使用形態をとる施設は、直ちに閉館する。
- (2) 施設利用者に対する警戒宣言の情報は、混乱をきたさないよう十分に注意し、直接口頭で伝達し、職員の誘導により退館させ臨時休館とする。
- (3) 職員の役割分担を行い、施設設備の点検、ガラス等落下物の防災措置を実施し、保安要員を確保する。

6 不特定多数の者が集まる施設の対策

不特定多数の者が集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から各機関は、次の対応措置を行う。

機関	対象施設	対応措置
多摩消防署	第4章第3節「事業所に対する指導」による消防計画に基づき実施するものとし、特に不特定多数の者を収容する部分については、主として次によるものとする。	
	映画館、集会場施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 混乱防止の観点から、営業を自粛するよう要請する。</li> <li>2. ただし、駅等の混乱状況によっては、弾力的に運用するよう指導する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、混乱を防止するため、従業員による適切な誘導を行うよう指導する。</li> <li>(2) 火気使用の中止又は制限を指導</li> <li>(3) 消防設備等の点検、確認の指導</li> </ul> </li> <li>3. 避難施設の確認の指導</li> </ul>

機関	対象施設	対応措置
	高層ビル	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ビル内の店舗については、混乱防止及び出火防止の観点から営業の自粛を要請する。また、一般事務所については、努めて平常どおり営業を継続するよう要請する。</li> <li>2. 店舗等の利用客に対しては、ブロック毎に必要な情報を伝達するとともに、時間差を設けて誘導するよう指導する。</li> <li>3. エレベーター（地震時管制運転装置を除く）は運転を中止し、階段を利用するよう指導する。</li> </ol>

## 1 電話・通信対策(NTT 東日本)

### (1) 警戒宣言時のふくそう防止措置

警戒宣言が発せられた場合、次の業務に関連する規定に基づき、通信の疎通等に係わる業務を適切に運用する。

#### ① 確保する業務

- ・ 防災関係機関等からのダイヤル通話
- ・ 街頭公衆電話からの通話
- ・ 非常、緊急扱い通話
- ・ 災害用伝言ダイヤル等の提供準備

#### ② 可能な限りにおいて取り扱う業務

- ・ 一般加入電話からのダイヤル通話
- ・ 100番通話
- ・ 防災関係機関から緊急な要請への対応
  - ア 故障修理
  - イ 臨時電話、臨時専用回線等の開通

(注)ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。

### (2) 広報

警戒宣言発令時に、通信が輻輳し、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、又は会社の業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項について公式ホームページ、テレビ、ラジオ放送及び新聞掲示等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。

- ① 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段
- ② お客様に対し協力を要請する事項(災害用伝言ダイヤルの準備状況及びサービス提供状況を含む)
- ③ 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況
- ④ その他必要とする事項

## 7 電気、ガス、上下水道対策

### 1 電気

#### (1) 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給を継続する。

#### (2) 人員、資機材の点検確保

##### ① 要員の確保

非常災害対策組織の構成員は、判定会召集情報または警戒宣言情報を知ったときは、速やかに事業所へ参集する。

##### ② 資機材の確保

警戒宣言が発せられたときは、工具、車両、発電機等を整備、確保して応急出勤に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

#### (3) 施設の予防措置

警戒宣言が発せられたときは、地震予知情報に基づき、電力施設等に関する各号の予防措置を講ずる。

##### ① 特別巡視及び特別点検等

地震予知情報に基づき、電力施設等に対する特別巡視、特別点検等を実施する。

##### ② 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。また東日本電信電話(株)、鉄道、警察、消防及び関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

### 2 ガス

#### (1) ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの製造、供給は継続する。

#### (2) 人員の確保と資機材点検

① 本社一斉発令またはラジオ、テレビ等で警戒宣言等を覚知した時点で自動発令されたものとし、原則、所属建屋へ出社する。

② 工具、車両、復旧工事用資機材の点検整備及び数量の確認と緊急確保に努める。

#### (3) 警戒宣言時の需要者に対する広報の内容

広報の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 警戒宣言、地震予知情報の伝達</li> <li>2. 引き続きガスを供給している事</li> <li>3. ガス器具の使用方法及びガス栓の取り扱い方法</li> <li>4. 例外的に避難する際のガス栓及びガスメーターコックの処置方法</li> <li>5. 地震が発生し、ガスの供給を停止した場合のガスについての注意等</li> </ol>
広報の方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 広報車等により、広報内容を直接需要者に呼びかける。</li> <li>2. テレビ、ラジオ及び防災関係機関に対し広報を行うよう協力を求める。</li> </ol>

#### (4) 施設等の保安措置

① 緊急遮断装置、放散装置、用水設備、保安用電力に必要な予備電源等の点検整備及び機能の確認を行う。

- ② 保安通信設備の通信確認と統制を行う。
- ③ 工事の一時中断と工事現場の安全措置を講ずる。
- ④ 需要供給施設(ガバナ、基幹輸送パイプ等)の点検をする。

### 3 上水道

- (1) 警戒宣言時においても、飲料水は平常どおり供給する。また、発災に備えて「水をくみおく」よう広報する。

項 目		説 明
広報の内容	飲料水	ポリタンク、バケツその他の容器を利用する。
	水洗便所等の生活用水	水槽などを利用する。
	飲料水の水質	くみおき水は覆蓋等をかける。また、三角バケツ等の水は新しい水に汲み返る。
	貯留水の流水防止	くみおき容器の転倒防止等くみおき水の流出防止策を講ずる。
広報の方法	1. テレビ・ラジオに放送を依頼する。 2. 広報車等をもって実施する。 3. 東京都指定給水装置工事事業者の店頭に掲示を依頼する。	

(2) 施設等の保安措置

- ① 水道施設の点検を強化し、必要な保安措置を講ずるとともに、地震発生後の応急対策活動の準備を行う。
- ② 浄水所等においては、くみおき等に対処しうる送配水圧を調整する。
- ③ 水道工事の一時中断と、工事現場の安全措置を講ずる。

### 4 下水道

警戒宣言時においては、地震発生に備えて、被害を最小限にするために、下水道施設の保安点検並びに緊急調査、緊急・応急復旧等の応急対策のための職員配備し、資機材及びその移送手段の確保、点検を行う。

### 5 生活物資対策

- (1) 市は、警戒宣言発令時において、食糧及び生活必需品を取り扱う百貨店、スーパーマーケット、売店等にできるだけ営業を継続するよう、売りおしみをしないよう、また、市民に対しては、スーパーマーケット、小売店等の営業状況及び買い占め、買い急ぎ等しないよう、広報車により呼び掛けを行う。
- (2) なお、東京都中央卸売市場及び多摩ニュータウン市場は、生鮮食料品を安定確保するため、平常どおり市場を開場し、生鮮食料品の取引業務を行う。

### 6 金融対策

- (1) 市は、警戒宣言発令時において、金融機関及び郵便局にできるだけ窓口業務を確保するよう、また、市民に対しては、金融機関、郵便局の営業状況及び急いで預貯金を引き出す必要の無いことを広報車により呼び掛けを行う。

- (2) なお、金融機関及び郵便局は、顧客及び従業員、職員の安全に十分配慮し、店頭のお客様に対しては、警戒宣言発令を直ちに伝達するとともに、その後の来客に備え、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて、告示するように配慮させる。
- (3) 市税の対応措置は次のとおりである。
- ① 警戒宣言発令による交通混乱等が発生し、市税の申告、納税が困難な場合には、その期限延長等について弾力的に対処する。
  - ② 警戒宣言発令中において、市の一部または全部の地域に災害が発生した場合には、市税の減免及び期限の延長等適切な措置をとる。
  - ③ 都においても、都税は前記同様な対処措置をとる。

## 第6章 市民等のとるべき措置

- ・ 多摩市の地域は、「東海地震」が発生した場合、震度5の強になると予想されている。
- ・ 震度5強の場合、宅造地の擁壁の崩壊やブロック壁の崩壊、落下物、家具類の転倒などによる被害が予想され、場合によっては、家屋の倒壊等の可能性もある。
- ・ また、多摩市は、首都圏におけるベッドタウンとして年々人口が増加しており、警戒宣言及び地震予知情報による社会的混乱が発生することが予想され、混乱による人的被害が危惧されている。
- ・ このため、市及び関係防災機関は、万全の措置を講ずるものであるが、被害及び混乱を防止するためには、市民及び事業所の果たす役割はきわめて大きいといえよう。
- ・ 市民一人ひとりが、また、各事業所が冷静かつ積極的な行動をとることにより、被害及び混乱は大幅に減少させることができる。
- ・ 本章においては、市民自主防災組織等及び事業所が、警戒宣言が発せられたときにとるべき行動基準を示す。

### 1 市民のとるべき措置

#### 1 平常時

##### (1) 日ごろから出火の防止につとめる。

- ① 火を使う場所の不燃化及び整理整頓をする。
- ② ガソリン、アルコール、灯油等の危険物類の容器を破損や転倒しないように措置をしておき、火気を使用する場所から遠ざけて保管する。
- ③ プロパンガスボンベは、固定しておくとともに、止め金具、鎖のゆるみ、腐食などを点検する。

##### (2) 消火用具を準備する。

消火器や三角バケツの消火用具を整え、月に一度は点検し、いつでも使用できる場所に置く。

##### (3) 家具類の転倒、落下、移動防止及び窓ガラス等の落下防止を行う。

- ① タンス・食器棚・ピアノ等の家具類は、固定する。
- ② 家具の上に物を置かないようにする。
- ③ 窓ガラスの古いパテは取り替える。
- ④ ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は、落下しないよう措置をする。

##### (4) ブロック塀等の点検補修をする。

ブロック塀、石塀や門柱は、点検し、弱いところは補強するなど、転倒防止の措置を行う。

##### ① 食糧や非常持ち出し品を準備しておく。

- ア 家庭が必要とする2～3日分の食糧、飲料を備蓄しておく。
- イ 三角巾、ばんそうこう等の医療品を備蓄しておく。
- ウ ラジオ、懐中電灯、ヘルメット等の防災用品を備えておく。
- エ ロープ、バール、スコップ等の避難救助用具を備える。

(5) 家庭で対応措置を話し合っておく。

- ① 警戒宣言時及び地震発生時の家族の役割分担を取り決めておく。
- ② 警戒宣言時は電話がかかりにくくなるので、行動予定を話し合っておく。

(6) 防災教育訓練に積極的に参加し、防災行動力を高める。

2 注意情報発表時(報道開始時)から警戒宣言が発せられるまで。

(1) 情報に注意するとともに冷静に行動する。

- ① テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- ② あわてた行動をとらないようにする。

(2) 電話の使用を自粛する。

(3) 自動車の利用を自粛する。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

(1) 情報の把握を行う。

- ① 市の防災信号(サイレン)を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
- ② 都・市・警察・消防等防災機関の情報に注意する。
- ③ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣近所に知らせ合う。

(2) 火気の使用に注意する。

- ① ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。
- ② 火気器具周辺の整理整頓を確認する。
- ③ ガスメーターコックの位置を確認する。
- ④ 使用中の電気器具(テレビ、ラジオを除く)のコンセントを抜くとともに、安全器またはブレーカーの位置を確認する。
- ⑤ プロパンガスボンベの固定措置を点検する。
- ⑥ 危険物類の安全防護措置を点検する。
- ⑦ 消火器、三角バケツ置き場所、消火用水を確認する。

(3) 家具の転倒防止措置を確認する。(棚の中の重い物を下ろす。)

(4) ブロック塀等を点検する。

(5) 窓ガラス等の落下防止をはかる。

- ① 窓ガラスに荷索用テープをはる。
- ② ベランダの植木鉢等を片付ける。

(6) 飲料水のくみおきをする。

(7) 食糧、医療品、防災用具を確認する。

(8) 火に強く、なるべく動きやすい服装にする。

(9) 電話の使用を自粛する。

※ 役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問い合わせをひかえる。

(10) 自家用車の利用を自粛する。

- ① 路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。
- ② 路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場に移す。
- ③ 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら後は、車を使わない。

(11) 幼児、児童の行動に注意する。

- ① 幼児、児童の遊びは、狭い路地やブロック塀などの付近を避け、確認できる範囲の安全な場所にする。
- ② 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前打ち合わせに基づいて対応する。

(12) 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。

(13) エレベーターの使用は避ける。

(14) 近隣相互間の防災対策を再確認する。

(15) 不要な預貯金の引出しを自粛する。

(16) 買い急ぎをしない。

## 2 自主防災組織等のとるべき措置

### 1 平常時

- (1) 組織の役割分担を明確にする。
- (2) 組織の活動訓練や教育、講習を実施する。
- (3) 地区内の危険箇所(崖、ブロック塀)を把握する。
- (4) 情報の伝達体制を確立する。

### 2 注意情報発表時(報道開始時)から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオの情報に注意する。
- (2) 地区内住民に、冷静な行動を呼びかける。

### 3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 市からの情報を地区内住民に伝達する。
- (2) 自主防災組織本部の設置を行う。
- (3) 地区内住民に市民のとるべき措置(第1章参照)を呼び掛ける。
- (4) ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- (5) 地域配備消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- (6) 老人や病人の安全に配慮する。
- (7) 崖地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等に対して注意する。
- (8) 救急医薬品等を確認する。
- (9) 食糧、飲料水及び炊き出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。
- (10) 自主防災組織が結成されていない地域は、自治会組織が前記に準じた行動を行う。

## 3 事業所のとるべき措置

### 1 平常時

- (1) 事業者は、自主防災体制の確立、情報の収集伝達方法、転倒落下等による危害防止措置、防火用品の備蓄並びに出火防止対策及び従事者、顧客の安全対策等について防災計画(消防計画、予防規定及びその他の規定等を含む。)に基づいて措置し、判定会招集



以降の行動に備えておくものとする。

(2) なお、防災計画等作成上の留意点は、次による。

- ① 東京都及び市の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件(最寄駅、建築構造及び周辺市街地状況等)、事業内容等を考慮した実効性のあるものとする。
- ② 従業員、顧客及び周辺住民の人命の安全、出火の防止混乱の防止等を重点に作成するものとする。
- ③ 責任者の在・不在・夜間の勤務体制を考慮したものとする。
- ④ 他の防災または保安等に関する計画規定がある場合は、これらの計画と整合性を図るものとする。
- ⑤ 事業所内外の情勢に応じて逐次見直しを図り、必要に応じて改正して常に実情にあったものとする。

## 2 注意情報発表時(報道開始時)から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- (2) 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- (3) 消防計画等に基づき警戒宣言時のとるべき措置を確認または準備する。
- (4) その他の状況により、必要な防災措置を行う。

## 3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 自衛消防組織の編成、警戒本部の設置、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
- (2) テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速、正確に伝達する。
- (3) この場合、百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、特に顧客等の混乱防止に留意する。
- (4) 指示、案内等にあたっては、予想震度、施設震度、施設の立地条件、耐震性利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。
- (5) この場合、身体不自由者、婦女子、高齢者等の安全確保に留意する。
- (6) 市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売(取扱)する事業所(施設)については、原則として営業を継続する。
- (7) ただし、不特定多数のものを収容する映画館、集会所及び高層ビル等の店舗にあつては、混乱防止のため原則として営業を自粛するものとする。
- (8) 火気使用設備、器具等地震発生により出火の恐れがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ、必要な安全措置を講ずる。
- (9) 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等点検し、使用準備(消火用水を含む。)等の保安措置を講ずる。
- (10) 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。
- (11) 不要不急の電話の使用は、中止するとともに、特に都・市・警察・消防(署)・鉄道等に対する問い合わせをひかえる。

- (12) バス・タクシー・生活物資輸送車等市民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できる限り制限する。
- (13) 救助、救急資機材及び飲料水、非常食糧、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資機材を配備する。
- (14) 建築工事・ずい道工事及び金属溶融作業、高速回転機器の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。
- (15) 一般事務所の従業者は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業者数、最寄り駅路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認したうえで時差退社させるものとする。
- (16) ただし、近距離通勤(通学)者にあつては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。